

生物多様性地域戦略策定のご案内

■ 地域戦略策定の必要性

● 生物多様性地域戦略は、地域の自然環境を資本に、持続可能で豊かな生活を営むためのロードマップです。

私たちの生命活動の基盤となる空気も、水も、食糧も、すべて多様な生物と地球への働きかけの長い歴史の中でつくられた、生物多様性によってもたらされたものであり、豊かな文化の源泉として、私たちの心のあり方にも影響を与えています。また、地域固有の資源として地域を活性化し、経済効果をもたらす原石でもあります。

生物多様性の保全と活用を戦略的に進めることで、持続可能な社会の構築がねらえます。

これまでは

自然環境政策のポイントは、環境の保全の重視で、できるだけ人為的な影響を排除し、開発の手が届かないようにするものでした。

これからは

生物多様性の視点が導入されてから、人との関わりが重要視されるようになり、里山などの人と自然との共生のあり方が問われるようになっていきます。地域が異なれば、そこに息づく自然や人との関わり方も違います。地域おこしや、エコツーリズムの導入など、積極的に働きかけ、地域経済を支える核として、地域の特性・実情にあった、取組を推進する必要があります。



出典：里地里山～古くて新しいいちばん近くにある自然～（環境省）

生物多様性地域戦略とは

●生物多様性基本法（平成 20 年 6 月 6 日 法律第 58 号）に規定される戦略です。

当法は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とする法律です。都道府県及び市町村は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の策定と、実施する責務を有するとともに、生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」）の策定の努力義務が規定されています。

市町村における戦略

●戦略の検討は、取組の推進体制、点検・評価のしくみづくりから。

市町村における地域戦略策定では、定期的に自然環境の状況を把握し、施策の点検・評価を行っていく必要があります。

当協会では、計画策定のための基礎調査の一環として、地域に関係の深い学識者による組織の立ち上げ、調査、とりまとめに関する支援を行ってきました。地域戦略のための組織・体制の立ち上げ、その後の点検・評価のしくみづくりに関しても、これらのノウハウが役立つものと考えます。

■生物多様性基本法第 12 条第 2 項

生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項についてさだめるものとする

- 1 対象とする地域
- 2 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 3 総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 4 その他、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

■地域戦略の策定状況	41 都道府県、17 政令指定都市、66 市町村（平成 29 年 4 月時点）	
■九州・沖縄地方の策定状況	県	8 県
	政令指定都市	北九州市、福岡市、熊本市
	市区町村	久留米市、鹿児島市、霧島市、奄美市、九重町、綾町、瀬戸内町、龍郷町、大和村、宇検村

《 当協会の環境基本計画における自然環境調査の実績 》

宗像市環境基本計画（新市）	平成 26 年～28 年	宗像市
久留米市自然環境調査	平成 20 年～22 年	久留米市
山鹿市環境基本計画（新市）	平成 18 年～19 年	山鹿市
中間市環境基本計画	平成 15 年～16 年	中間市
北九州市自然環境保全計画	平成 15 年～16 年	北九州市



環境省



一般財団法人

九州環境管理協会

〒813-0004 福岡市東区松香台 1-10-1

TEL 092-662-0410 (代表) 092-662-0448 (環境計画課)

FAX 092-662-0411 (代表) 092-662-0424 (環境計画課)

● e-mail: syougai@keea.or.jp

● http://www.keea.or.jp

調査・計画担当：環境部 環境計画課
料金・見積担当：総務部 渉外課